

かんたん供託申請手順書(執行供託)

はじめに 執行供託の手続全体の流れ	…	2ページ
1 申請者情報の登録	…	4ページ
2 供託申請	…	10ページ
3 処理状況の確認	…	25ページ
4 申請内容に補正があったとき	…	27ページ
5 供託金の納付	…	31ページ
6 供託書正本の受け取り	…	34ページ

利用時間

8：30～21：00

(土日、休祝日、12/29～1/3を除く)

◆供託の申請内容に関する問合せ先

申請先の法務局にお問い合わせください。

受付時間 9：00～17：00

(土日、休祝日、12/29～1/3を除く)

◆登記・供託オンライン申請システム
の入力・操作方法に関する問合せ先
操作サポートデスク

TEL：050-3786-5797

受付時間 8：30～19：00

(土日、休祝日、12/29～1/3を除く)

仙台法務局

令和8年2月システム変更対応版

執行供託の手続全体の流れ

従業員の給与等に差押がなされ、差押された金額を法務局に供託し、裁判所に事情届を提出する場合の手続の流れの一例です。月給の場合、これを毎月繰り返します。

供託手続(囲み内)以外の手続については法務局の所管外ですので、不明点は差押命令を発した裁判所又は滞納処分庁に御確認ください。

当月の給与支給額及び法定控除額の確定
→供託する金額の計算

供託申請情報の入力及び送信
(本手順書15ページ)
※ 給与支給日以降に申請します。

(法務局で審査、受理)

処理状況表示から、電子納付用の納付番号及び確認番号のお知らせを確認
(本手順書31ページ)

インターネットバンキング又はATMで供託金を電子納付
(本手順書32ページ)

(法務局で納付確認、
供託書正本発行)

供託書正本の請求及び受領(本手順書34ページ)

受領した供託書正本を添付して、裁判所に事情届を提出

法務局での供託手続

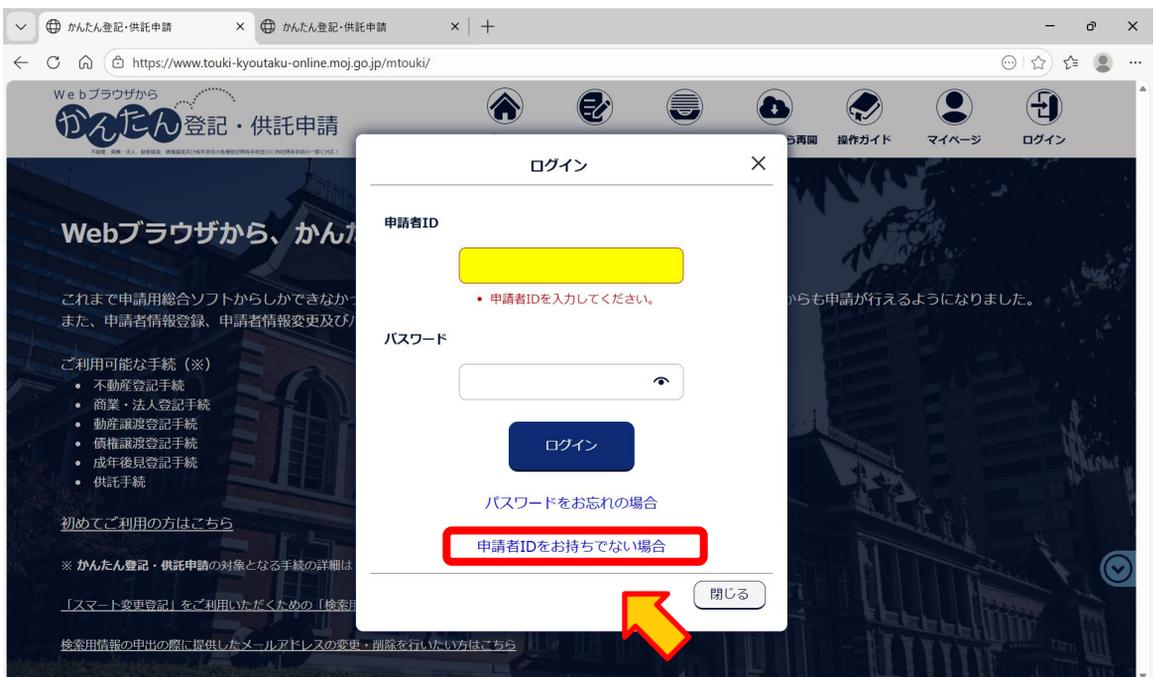
1 申請者情報の登録(はじめて利用される方)

●かんたん登記・供託申請へのログイン

① 「かんたん登記・供託申請」で検索するなどしてトップページを開き「ログイン」ボタンをクリックします。



② ログイン画面がポップアップするので、「申請者IDをお持ちでない場合」をクリックします。



●利用規約への同意

- ③ 「利用規約」画面が開きますので、使用許諾書を最後までスクロールしてお読みいただき、同意いただける場合は、①「利用規約に同意する」にチェックを入れ、②画面右下の【進む(申請者情報入力)】ボタンをクリックします。

なお、利用規約に同意いただけない場合は、「かんたん登記・供託申請」は御利用いただけません。

かんたん登記・供託申請

https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/mtouki/sjk010/p010

Webブラウザから
かんたん登記・供託申請

STEP1 利用規約 STEP2 申請者情報入力 STEP3 入力内容確認 STEP4 本人確認

利用規約

ご利用前に必ずお読みください。
登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）を使用して、オンラインによる申請・請求を行うためには、以下の使用許諾書の全ての条項に同意する必要があります。本システムを利用された方は、本使用許諾書の各条項に同意したものとみなされます。本使用許諾書をご確認し、ご理解した上で本システムを使用してください。

使用許諾書

第1条 (目的)

本使用許諾書は、法務省と登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）の使用者との間の本システムに関する使用許諾事項等

令和4年3月3日改正
令和6年9月13日改正
令和7年9月18日改正（令和7年10月1日施行）
令和8年1月26日改正（令和8年2月2日施行）

利用規約に同意する

中止
(トップページ)

進む
(申請者情報入力)

① ②

●申請者情報入力

- ④ 「申請者情報入力」画面が開きますので、項目を入力していただき、画面下の【進む(入力内容確認)】ボタンをクリックします。

Webブラウザから
かんたん登記・供託申請

STEP1 利用規約 STEP2 申請者情報入力 STEP3 入力内容確認 STEP4 本人確認

申請者情報入力

登録する申請者情報を入力してください。
fから申請者情報の入力に関する情報が確認できます。

申請者ID 必須 f
任意のIDを設定してください。
半角英数字11文字以内、大文字と小文字を区別

パスワード 必須 f

補正通知発行のお知らせ
 法務局からのお知らせ
 公文書発行のお知らせ
 納付情報のお知らせ

質問 (キーワード) 必須
パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。
思い出の場所は?

答え (キーワード) 必須
パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。

中止 (トップページ) **進む (入力内容確認)**

※申請者ID及びパスワードは、申請者が任意の文字を決めて入力します。

【申請者ID】

11文字以内であれば、半角英字のみ又は半角数字のみでも可。

【パスワード】

8文字以上20文字以内の半角英数字及び記号の組合せが必要です。

●入力内容確認

- ⑤ 「入力内容確認」画面が開きますので、内容を確認しながら画面最下部までスクロールしていただき、画面下の【進む(本人確認)】ボタンをクリックします。

かんたん登記・供託申請

Webブラウザからかんたん登記・供託申請

STEP1 利用規約 STEP2 申請者情報入力 STEP3 入力内容確認 STEP4 本人確認

入力内容確認

以下の内容で登録します。入力した内容に誤りがないか確認してください。

申請者ID

sendaihomu

パスワード

~~~~~

**質問 (キーワード)**

思い出の場所は?

**答え (キーワード)**

\*\*\*\*\*  
(セキュリティのためキーワードは表示されません)

入力したメールアドレスに認証情報を送付します。  
入力した内容に誤りがなければ、「進む」ボタンをクリックしてください。

戻る (申請者情報入力)    **進む (本人確認)**

## ●本人確認

### ⑥ 「本人確認」画面が開きます。

併せて、登録したメールアドレス宛てに認証情報が送信されますので、①認証情報を入力していただき、②画面中央下の【登録】ボタンをクリックします。

かんたん登記・供託申請

Webブラウザから  
かんたん登記・供託申請

STEP1 利用規約    STEP2 申請者情報入力    STEP3 入力内容確認    STEP4 本人確認

### 本人確認

本画面において、ご本人であることを確認します。  
登録したメールアドレス宛てに送付された認証情報を入力してください。

**メールで届く認証情報を入力するまで、画面を閉じないようにお願いします。**  
なお、メールに記載されている有効期限内に認証情報の入力が完了しない場合は、認証情報が無効になりますのでご注意ください。  
認証情報のお知らせメールが届かない場合、「[FAQ・お問い合わせ](#)」をご確認ください。  
30分経過してもメールが届かない場合、登録したメールアドレスが正しいかご確認の上、再度申請者情報の登録をお試しください。

① 認証情報 必須

登録したメールアドレス宛てに送信された認証情報を入力します。

登録

②

中止 (トップページ)

## ●登録完了

- ⑦ 「登録完了」画面が表示されれば申請者情報の登録は完了です。  
つづけて、申請情報を入力していきます。



## 2 供託申請

### ●かんたん登記・供託申請における「申請書の作成」

- ①「登記・供託オンライン申請システム」のトップページから、「かんたん登記・供託申請」画面に移動するには、画面上部右側のバナーをクリックします。

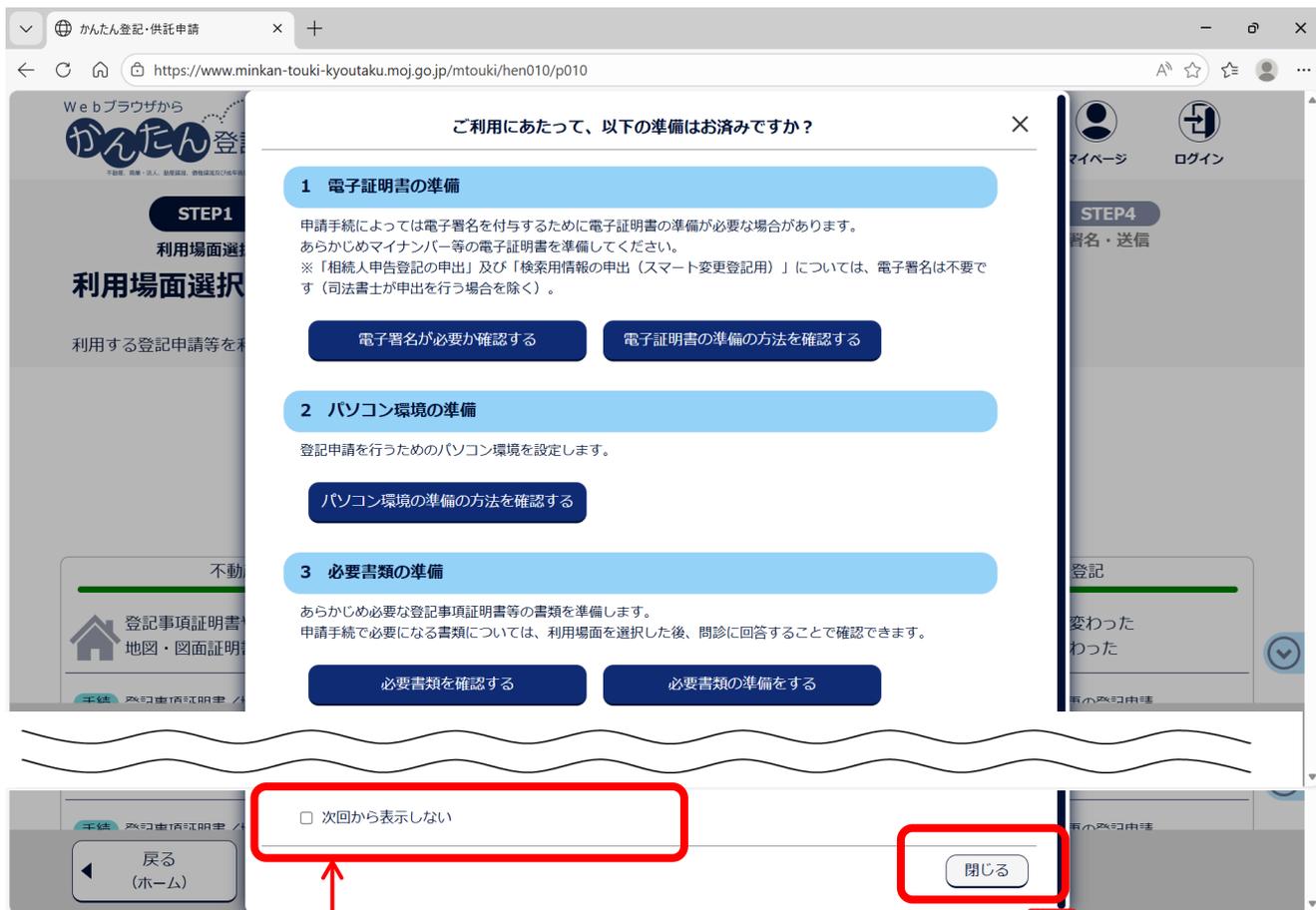


- ②「かんたん登記・供託申請」の画面で、「申請書の作成」をクリックします。



# ※ 以下の画面が表示された場合、「閉じる」で閉じてください。

なお、「□次回から表示しない」にチェックを入れる则表示されなくなります。



ここにチェックを入れると、  
次回以降、表示されなくなります。

なお、供託申請では電子証明書は不要です。

## ●利用場面の選択

- ③ 「利用場面選択」画面になりますので、「供託」の「給与債権執行の供託(金銭)」の「この手続を選択」をクリックします。  
(「表示内容を絞り込む」で、供託関連以外のチェックを外していただくと探しやすくなります。)

かんたん登記・供託申請

https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/mtouki/hen010/p010

Webブラウザからかんたん登記・供託申請

STEP1 利用場面選択

STEP2 事前準備

STEP3 申請情報入力

STEP4 署名・送信

利用する登記申請等を利用場面から選択してください。

表示内容を絞り込む (選択した手続のみ表示されます)

不動産登記関連  不動産登記 (申出) 関連  商業・法人登記関連

動産譲渡登記関連  債権譲渡登記関連  成年後見登記関連  供託関連

不動産登記

登記事項証明書や地図・図面証明書を請求したい

不動産登記

建物を取り壊した災害により建物が全損した

不動産登記

引っ越しで住所が変わった結婚等で氏名が変わった

供託

給与債権執行の供託 (金銭) を申請したい

手続 給与債権執行の金銭供託申請

この手続を選択

供託

その他の供託 (金銭) を申請したい

手続 その他の金銭供託申請

この手続を選択

供託

裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金の供託 (振替国債) を申請したい

手続 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金の振替国債出払申請

供託

営業上の保証の供託 (振替国債) を申請したい

手続 営業上の保証の振替国債供託申請

供託

その他の供託 (振替国債) を申請したい

手続 その他の振替国債供託申請

戻る (ホーム)

「供託関連」以外のチェックを外していただくと項目が減って探しやすくなります。

差押の内容によっては、「その他の金銭供託申請」(囲みの右隣)を選択した方が入力しやすい場合もあります。

法務省ホームページ「供託書等の記載例 第3 執行供託」

URL: [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00015.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00015.html)

(本手順書22ページに一覧を掲出しています。)

を参考に入力いただけますが、入力例も岐にわたりますので、該当する入力例が不明な場合等、申請先の法務局にお問い合わせください。

- ④ 「利用場面選択－問診」画面が開きますので、1問目は「法人(会社等)です。」を、2問目は「供託者である法人(会社等)自らが申請を行います。」をそれぞれクリックしていただきます。

かんたん登記・供託申請

STEP1 利用場面選択

STEP2 事前準備

STEP3 申請情報入力

STEP4 送信

### 利用場面選択－問診

選択した利用場面について、以下の質問にお答えください。

**選択した手続**

その他の金銭供託申請  
[地代家賃、営業上の保証、裁判上の保証以外の供託]

**問診**

■ 供託される方(供託者)は自然人(個人)ですか、それとも法人(会社等)ですか？

回答を以下から選択してください。

自然人(個人)です。      **法人(会社等)です。**

⊕ ここまでの回答内容を確認する

戻る (利用場面選択)      一時保存      進む (事前準備)

かんたん登記・供託申請

STEP1 利用場面選択

STEP2 事前準備

STEP3 申請情報入力

STEP4 送信

### 利用場面選択－問診

選択した利用場面について、以下の質問にお答えください。

**選択した手続**

給与債権執行の金銭供託申請

**問診**

■ 供託者である法人(会社等)自らが申請を行いますか？

回答を以下から選択してください。

**法人(会社等)自らが申請を行います。**      法人(会社等)の代理人が申請を行います。

⊕ ここまでの回答内容を確認する

戻る (ひとつ前の質問)      一時保存      進む (事前準備)

⑤ 問診を2問回答し、画面下部の「進む(事前準備)」をクリックします。

かんたん登記・供託申請

https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/mtouki/ktk040/p010

STEP1 利用場面選択

STEP2 事前準備

STEP3 申請情報入力

STEP4 送信

### 利用場面選択 - 問診

選択した利用場面について、以下の質問にお答えください。

**選択した手続**

給与債権執行の金銭供託申請

**問診**

質問は以上となります。回答内容に問題が無ければ「進む」ボタンをクリックして、先に進んでください。

☺ ここまでの回答内容を確認する

※クリックすると回答を選びなおすことができます。(ただし、選びなおした質問以降も再度回答いただく必要がありますのでご注意ください。)

**1 問目** 質問：供託される方（供託者）は自然人（個人）ですか、それとも法人（会社等）ですか？  
回答：法人（会社等）です。

**2 問目** 質問：供託者である法人（会社等）自らが申請を行いますか？  
回答：法人（会社等）自らが申請を行います。

戻る (ひとつ前の質問)

一時保存

進む (事前準備)

⑥ 「事前準備」画面が表示されますが、供託申請では特に準備は必要ありませんので、そのまま画面下部の「進む(申請情報入力)」をクリックします。

かんたん登記・供託申請

https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/mtouki/ktk050/p020

Webブラウザから

かんたん登記・供託申請

ホーム 申請書の作成 処理状況の確認 一時保存から再開 操作ガイド マイページ ログイン

STEP1 利用場面選択

STEP2 事前準備

STEP3 申請情報入力

STEP4 送信

### 事前準備

この手続を行うために必要な事前準備の内容は以下のとおりです。  
内容を確認し、ご準備ができましたら、「進む」ボタンをクリックしてください。

📌 をクリックすると準備に関する情報が確認できます。

**手続**

その他の金銭供託申請  
[地代家賃、営業上の保証、裁判上の保証以外の供託]

**事前準備**

■ パソコン環境の設定

戻る (問診)

一時保存

進む (申請情報入力)

## ●申請情報入力

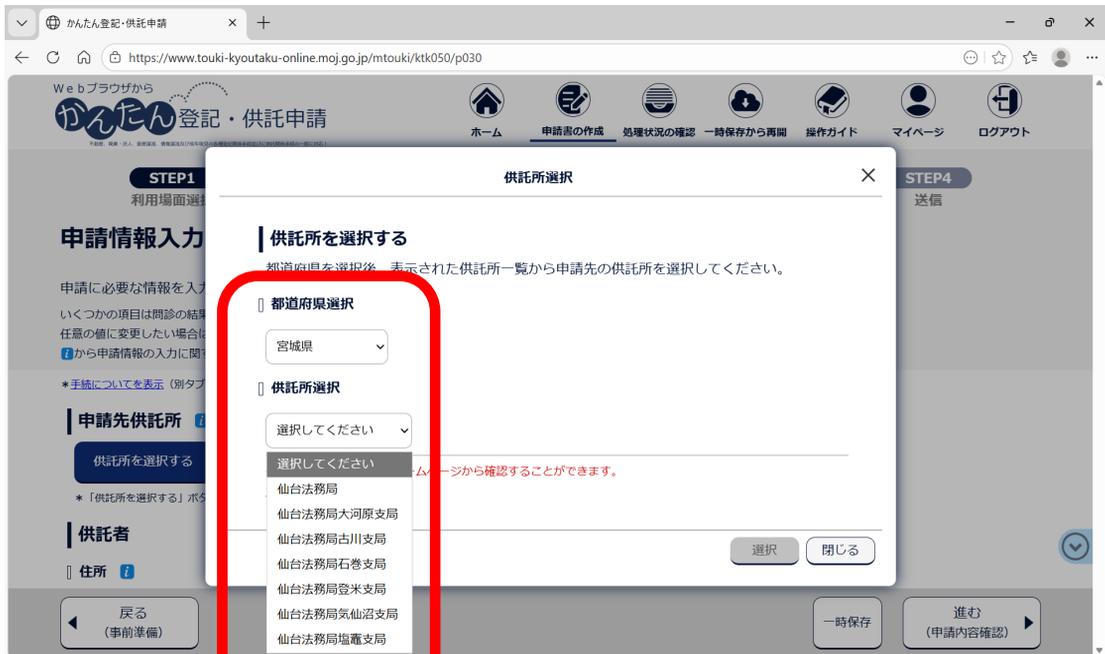
- ⑦ 「ログイン画面がポップアップした場合は、先に登録した申請者ID及びパスワードでログインしてください。



- ⑧ 「申請情報入力」画面が開きますので、供託の内容を入力していきます。



⑨ 「申請情報入力」のうち、申請先の供託所については、「供託所を選択する」ボタンをクリックし、申請先の法務局を選択してください。



都道府県を選択すると、県内の供託所がリストに表示されますので、申請先の供託所を選択してください。

# ●執行供託のオンライン入力例(1/5)

- ⑩ 申請情報の内容は差押の件数や種類によって異なります。  
法務省ホームページから近い事案を参考に入力願います(本手順書22ページ参照)。  
以下は、裁判所からの差押が2件の場合の記載例を説明します。

第3-(5)金銭債権について差押えが競合した場合の供託(債権が給料債権である場合・一般債権に基づく差押えの競合)

Webブラウザから

かんたん登記・供託申請

不動産、債権・株主、労働債権、債権競合及び債権競合の先順位決定等申請案件に、裁判所供託のみに対応!

STEP1  
利用場面選択

STEP2  
事前準備

STEP3  
申請情報入力

STEP4  
送信

## 申請情報入力

申請に必要な情報を入力してください。

いくつかの項目は問診の結果をもとに設定されており、通常は編集できません。

任意の値に変更したい場合は、[内容を変更](#) から内容の変更ができるようになります。

[?](#)から申請情報の入力に関する情報が確認できます。

\*手続についてを表示(別タブで開きます)

### 申請先供託所 [?](#)

供託所を選択する ○○法務局

\*「供託所を選択する」ボタンから申請先の供託所を選択してください。

本書16ページ⑨で選択した法務局が表示されます。

### 供託者

#### 法人所在地 [?](#)

甲県乙市内町一丁目1番1号

供託者の本店及び商号は、登記されているとおりに入力してください。

#### 法人名 [?](#)

甲山商事株式会社

#### 代表者 [?](#) [法人の入力欄に切り替え](#)

##### 資格 [?](#)

代表取締役

代表者の資格及び氏名を、登記されているとおりに入力してください。

##### 氏名 [?](#)

甲山太郎

#### 会社法人等番号 [?](#) [? 入力欄を閉じる](#)

123456789012

会社法人等番号は、登記事項証明書等に記載される12桁の番号です。  
なお、国税庁の「会社法人番号(13桁)」の先頭の1桁を削除すると会社法人等番号になります。

#### その他の会社法人等番号 [?](#)

+ 会社法人等番号欄を追加する

#### 登記事項証明書の提示 [?](#)

- 登記事項証明書を提示しない又は提示を省略する。

供託者(会社)が登記申請中の場合を除き、登記事項証明書の提示は不要です。

# ●執行供託のオンライン入力例(2/5)

登記事項証明書を提示する。

\*登記事項証明書の提示省略を希望しない場合には、「登記事項証明書を提示する。」を選択し、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。

\*申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。

## 被供託者

### 住所又は法人所在地

被供託者は空欄になります。

### 氏名又は法人名

記載例及び差押の内容を確認しながら入力します。

2回目以降は、差押の内容に変更がない限り、給与の支給月、支給額、法定控除額、供託金額を変更すれば足りません。

## 供託の原因たる事実

### 主事実

供託者は、従業員である甲県乙市丙町二丁目2番2号 乙野次郎 に対し令和2年4月分の給与（支給日令和2年4月25日、支給場所供託者本店）金250,000円を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を差し押さえる旨の下記差押命令が相次いで送達されたので、給与支給額から法定控除額50,000円を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金50,000円を供託する。

## ■ 事件情報1

### 事件の表示

事件の表示は、差押命令を見ながら記載します。

事件番号は、差押命令の表紙に記載されています。

裁判所

支部

令和  年 (  ) 第  号

### 債権者

甲県乙市丙町三丁目3番3号  
丙川三郎

「債権者」「債務者」「第三債務者」欄は、差押命令の「当事者目録」に記載されているとおりに記載します。

なお、債権者が会社の場合、本店及び商号を記載いただければ足り、代表者の資格氏名は記載不要です。

### 債務者

# ●執行供託のオンライン入力例(3/5)

乙野次郎 ← 債務者は氏名のみでの記載で差し支えありません。

第三債務者 ⓘ 第三債務者は「供託者」と記載します。

供託者

債権額 ⓘ 金100万 円 ← 差押命令の「請求債権目録」に記載された債権額(合計額)を記載します。

差押債権額 ⓘ 金100万 円 ← 差押命令の「差押債権目録」に記載された債権額(合計額)を記載します。

送達年月日 ⓘ 令和 2 年 4 月 14 日 ← 差押命令を受領した日を記載します(命令日ではありません)。不明な場合は裁判所にお問い合わせください。

■ 事件情報2 - 事件情報欄を削除

事件の表示 ⓘ

○○ 裁判所

○○ 支部

令和 2 年 ( ル ) 第 400 号 ← 2件目も同様に、差押命令書に基づいて入力します。

債権者 ⓘ 甲県乙市丙町四丁目4番4号  
丁田四郎

債務者 ⓘ 乙野次郎

第三債務者 ⓘ

# ●執行供託のオンライン入力例(4/5)

供託者

## 債権額 i

金100万

円

## 差押債権額 i

金100万

円

## 送達年月日 i

令和

2

年

4

月

21

日



差押が複数ある場合、このボタンで事件の表示欄を追加できます。

なお、4件目以降の差押や、滞納処分による差押がある場合は、備考欄に記載願います。

+ 事件情報欄を追加する

\*最大で3件目まで追加できます。

## 法令条項 i

民事執行法第156条第2項

差押が複数ある場合、民事執行法第156条第2項となります。

## 供託金額 i

50000

円

供託金額は、供託の原因たる事実欄で計算した金額と同じになります。

## 供託により消滅すべき質権又は抵当権 i

⊕ 入力欄を表示

## 反対給付の内容 i

⊕ 入力欄を表示

## 送付する添付書面 i

送付する添付書面はない。

送付する添付書面がある。

添付書面はありません。

## 供託通知書の発送請求要否 i

供託通知書の発送を請求しない。

供託通知書の発送を請求する。

供託通知書は不要です。

\* 供託通知書の発送を請求する場合には、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手を供託所に送付又は持参してください。

## 供託書正本の交付方法 i

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。

書面の供託書正本の送付を請求する。

供託書正本を、法務局の窓口で受領するか、郵送で受領するかを選択してください。  
(30ページ参照)

# ●執行供託のオンライン入力例(5/5)

\*書面の供託書正本の送付を請求する場合は、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手等を供託所に送付してください。

## 備考 ⓘ

## 補正申請 ⓘ

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

## 連絡先情報 ⓘ

### 氏名

甲山太郎

### 電話番号

01-2345-6789

## 通信（連絡・コメント）欄 ⓘ

供託所宛でのメッセージは、こちらに記載してください。

## 氏名又は法人団体名（全角カナ） ⓘ

コウヤマシヨウジカブシキカイシャ

備考欄は、法令条項が文字数制限を越える場合や、差押が4本以上になった場合、滞納処分による差押がある場合等、他の欄に記載できない場合に利用します。

会社名をカタカナで入力してください。  
(供託金を電子納付する際の納付者名となります。)

⑪ 「申請情報入力」が終了しましたら、画面下部の「進む(申請内容確認)」をクリックします。

氏名又は法人団体名（全角カナ） ⓘ

ホウムタロウ

戻る (事前準備)

一時保存

進む (申請内容確認)

入力内容に誤りがあると、エラーが表示されます。  
正しく修正の上、再度「進む(申請内容確認)」  
ボタンをクリックしてください。

# (参考)執行供託のオンライン入力例一覧(法務省ホームページ)

URL: [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00015.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00015.html)

詳しくは申請先の法務局にお問い合わせください。

The screenshot shows the official website of the Ministry of Justice of Japan. The page title is "供託書等の記載例" (Examples of recording in deposit documents). The breadcrumb trail is: トップページ > 申請・手続・相談窓口 > 行政手続の案内 > 供託関係手続 > 供託書等の記載例. The page is updated as of February 2, 2026. It contains a list of 21 examples of execution deposits, each with links to Excel files, PDF files, and online application guides. The examples cover various scenarios such as full or partial deposits, competitive bids, and priority in enforcement.

### 第3 執行供託

更新日: 2026年2月2日

様々な供託の記載例がありますので、参考してください。  
なお、供託を申請する際は、「[供託を申請する際の一般的な注意事項 \(PDF\)](#)」を、供託物の払渡請求をする際は、「[供託物を払渡請求する際の一般的な注意事項 \(PDF\)](#)」を併せて

- (1) 金銭債権が差し押さえられた場合の供託(全額が差し押さえられた場合) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (2) 金銭債権が差し押さえられた場合の供託(一部が差し押さえられ全額を供託する場合) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (3) 金銭債権が差し押さえられた場合の供託(一部が差し押さえられ、差押金額のみを供託する場合) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (4) 金銭債権について差押えが競合した場合の供託 [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (5) 金銭債権について差押えが競合した場合の供託(債権が給料債権である場合・一般債権に基づく差押えの競合) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (6)-(1) 金銭債権について差押えが競合した場合の供託(債権が給料債権である場合・扶養債権に基づく差押えと一般債権に基づく差押えの競合) [【Excel】](#) [【PDF】](#)
- (6)-(2) 金銭債権について差押えが競合した場合の供託(債権が給料債権である場合・扶養債権に基づく差押えと一般債権に基づく差押えの競合) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)

※(6)-(1)と(6)-(2)は、どちらも「金銭債権について差押えが競合した場合(債権が給料債権である場合・扶養債権に基づく差押えと一般債権に基づく差押えの競合)の供託」の記載例ですが、使用しているOCR用紙の様式が異なります。どちらのパターンでも申請することができます。

- (7) 金銭債権に対し仮差押えの執行がされた場合の供託 [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (8) 金銭債権に対し仮差押えの執行が競合した場合の供託 [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (9) 金銭債権について滞納処分による差押えと強制執行による差押えとが競合した場合の供託(滞納処分による差押えが先行する場合) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (10) 金銭債権について滞納処分による差押えと強制執行による差押えとが競合した場合の供託(強制執行による差押えが先行する場合) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (11) 金銭債権について滞納処分による差押えと強制執行による差押えとが競合した場合の供託(債権が給料債権である場合・滞納処分による差押えが先行する場合) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (12) 金銭債権について滞納処分による差押えと強制執行による差押えとが競合した場合の供託(債権が給料債権である場合・強制執行による差押えが先行する場合) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (13) 金銭債権について滞納処分による差押えと仮差押えの執行とが競合した場合の供託 [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (14) 銀行預金について差押えが競合した場合の供託 [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (15) 仮差押解放金の供託 [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (16) 配当等の実施における不出頭供託(民事執行法第91条第2項の供託) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (17) 民事執行法第156条第3項の供託命令に基づく供託(全額が差し押さえられた場合) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (18) 民事執行法第156条第3項の供託命令に基づく供託(一部が差し押さえられ全額を供託する場合) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (19) 民事執行法第156条第3項の供託命令に基づく供託(差押えが競合した場合) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (20) 民事執行法第156条第3項の供託命令に基づく供託(滞納処分による差押えと強制執行による差押えが競合した場合(滞納処分による差押えが先行する場合)) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)
- (21) 民事執行法第156条第3項の供託命令に基づく供託(滞納処分による差押えと強制執行による差押えが競合した場合(強制執行による差押えが先行する場合)) [【Excel】](#) [【PDF】](#) [【オンライン申請の入力例\(PDF\)】](#)

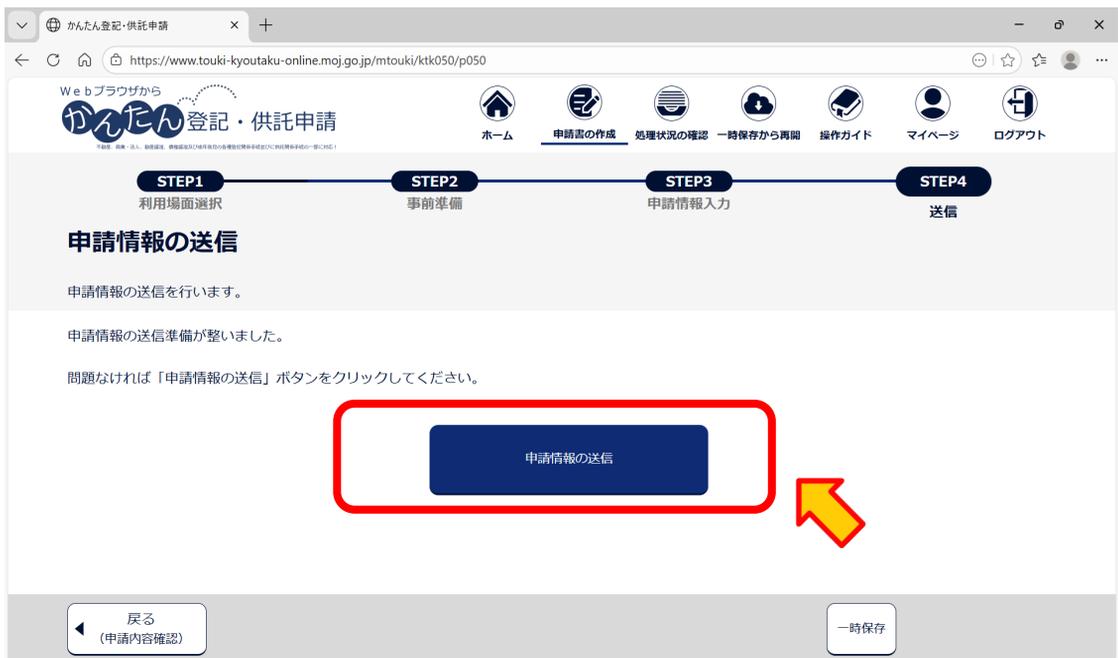
## ●申請内容の確認

- ⑫ 「申請内容の確認」画面が開きますので、画面を下までスクロールしていただき、画面下の【進む(送信)】ボタンをクリックします。



## ●申請情報の送信

- ⑬ 「申請情報の送信」画面が表示されますので、画面中央の「申請情報の送信」ボタンをクリックします。



## ⑭ 「申請情報の送信完了」画面が表示されます。

この後、供託所で申請情報の審査を行います。審査完了までの時間は供託所での業務状況により異なりますが、通常、午後3時頃までに申請いただければ、当日中には受理または補正のお知らせが届きます。

翌日になってもお知らせが届かない場合や、お急ぎの場合は供託所に電話でお問い合わせください。

### 申請の送信完了

申請の送信が完了しました。  
以下のとおり、登記・供託オンライン申請システムから申請番号が発行されました。

申請番号

20230314272012001

⚠ 手続はまだ完了していません。

引き続き、以下のとおり対応が必要になりますので、ご確認ください。

#### 必要書類の郵送・持参



この申請に添付した書類のうち、登記所（法務局）に提出するものがある場合、申請先の登記所に書面で提出する必要があります。

以下のいずれかの方法で必要書類を提出してください。

- 郵送
- 法務局に持参

説明を見る

「処理状況の確認」画面の「書類印刷」ボタンから書面提出時に必要な用紙を印刷することができます。

#### 登録免許税の納付



この申請は登録免許税を納める必要があります。以下のいずれかの方法で納付を行ってください。

- インターネットバンキング
- ATM
- 法務局窓口（収入印紙）

説明を見る

「処理状況の確認」画面の「納付」ボタンから納付に必要な情報の確認や電子納付ができます。

また、法務局窓口（収入印紙）による納付を行う場合は、「書類印刷」ボタンから書面提出時に必要な用紙を印刷することができます。

上記を確認いただいた後、「処理状況を確認する」をクリックし、「処理状況の確認」画面に進んでください。  
また、申請の処理状況や登記所からのお知らせ等については、「処理状況の確認」画面を定期的にご確認いただけますようお願いいたします。

処理状況を確認する  
(書類の印刷・登録免許税の納付)

続けて別の登記申請等をする  
(利用場面の選択)

### 3 処理状況の確認

#### ●かんたん登記・供託申請における「処理状況の確認」

- ① 申請送信した供託の状況を確認したり、供託金を納付するための納付情報を確認するには、「かんたん登記・供託申請」のトップページから「処理状況の確認」をクリックします。



- ② ログイン画面がポップアップした場合は、申請者IDとパスワードでログインしてください。



## ●処理状況の確認

- ③ 「処理状況の確認」画面が開きます。申請番号の右横にあるメールマークをクリックすると、法務局からのお知らせが確認できます。

### 処理状況の確認

申請した手続の状況の確認や電子納付、公文書の取得等を行うことができます。

また、書面で添付書類を提出する際に必要な書類や、法務局窓口で印紙による納付を行う場合に必要書類の印刷もこの画面から行ってください。

最新処理状況に更新

ダウンロードした公文書の署名を検証

各種アイコンや処理状況について

### 申請・請求書の検索

検索条件を表示

申請番号等から検索する場合は「検索条件を表示」ボタンから入力欄を表示してください。

### 処理状況一覧

|     |            |                   |                                                                                   |       |      |                 |
|-----|------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|------|-----------------|
| 供託  | 申請番号       | 20240205001005001 |  |       |      |                 |
| 手続名 | その他の金銭供託申請 | 処理状況              | 審査済                                                                               | 再利用する | 納付状況 | 未納付             |
| 申請先 | 東京法務局      | 申請日時              | 2024/7/23 11:25                                                                   |       | 更新日時 | 2024/7/24 11:25 |
| 供託所 |            |                   |                                                                                   |       |      |                 |

• 供託金の納付はお済みですか？まだお済みでない場合は「納付」ボタンから電子納付を行ってください。  
• 供託所からのお知らせがあります。メールアイコンから確認してみましょう。

受付情報 | 書類印刷 | **納付** | 内容確認 | **取下げ** | 申請データダウンロード | 公文書ダウンロード

法務局からのお知らせは、メールマークをクリックして確認します。

補正や再申請は「再利用」ボタンから行えます。

供託金の納付はこちらから行います。

誤って申請した場合の取下げはこちらから行えます。

## 4 申請内容に補正があったとき

### ●補正内容の確認

- ① 法務局からのお知らせがある場合には、「処理状況の確認」画面で申請番号の右横のメールマークに赤丸数字が表示されますのでメールマークをクリックします。

最新の処理状況に更新

ダウンロードした公文書の署名を検証

各種アイコンや処理状況について

申請・請求書の検索

申請番号等から検索する場合は「検索条件を表示」ボタンから入力欄を表示してください。

処理状況一覧

| 供託  | 申請番号       | 20260217003508001 | メールマーク         |
|-----|------------|-------------------|----------------|
| 手続名 | その他の金銭供託申請 | 処理状況              | 到達・受付待ち        |
| 申請先 | 仙台法務局      | 申請日時              | 2026/2/17 9:02 |

- ② お知らせの内容が表示されます。内容が補正の場合は、補正事項を確認してください。

お知らせ/補正のお知らせ

お知らせ/補正のお知らせ

申請情報

申請番号 20260217003508001 申請者氏名 法務太郎

手続 その他の金銭供託申請

| 発行日時            | お知らせの種類 | 通知内容                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2026/2/17 11:47 | お知らせ    | 下記の点に補正を要する箇所がありますので、○月○日までに補正願います。<br>記<br>・備考欄中の官庁の名称に誤りがあります。<br>以上<br>御不明点等ありましたらお問い合わせください。<br>仙台法務局供託課 (022-225-5735 担当 ○○)<br>(補正期限: 令和08年02月24日)<br>※補正を行う場合は、申請様式の末尾の「補正のコメントを受領したので補正申請として申請する」をチェックし、<br>補正対象申請番号に初回申請の申請番号を入力して申請を行ってください。 |

### ③ 内容を確認したら「閉じる」をクリックします。

申請番号 20260217003508001 申請者氏名 法務太郎  
手続 その他の金銭供託申請

お知らせ/補正のお知らせ

| 発行日時            | お知らせの種類 | 通知内容                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2026/2/17 11:47 | お知らせ    | 下記の点に補正を要する箇所がありますので、〇月〇日までに補正願います。<br>記<br>・備考欄中の官庁の名称に誤りがあります。<br>以上<br>御不明点等ありましたらお問い合わせください。<br>仙台法務局供託課 (022-225-5735 担当 〇〇)<br>(補正期限: 令和08年02月24日)<br>※補正を行う場合は、申請様式の末尾の「補正のコメントを受領したので補正申請として申請する」をチェックし、<br>補正対象申請番号に初回申請の申請番号を入力して申請を行ってください。 |
| 2026/2/17 09:02 | 到達通知    | 以下のとおり、登記・供託オンライン申請システムに申請データが登録されましたので、お知らせします。<br>申請番号 : 20260217003508001<br>処理状況確認番号 : 85115156011973009855<br>到達日時 : 2026年02月17日09時02分54秒                                                                                                         |

閉じる

## ●補正情報の入力

### ④ 「処理状況一覧」画面で処理状況の右にある「再利用する」ボタンをクリックします。

最新の処理状況に更新

ダウンロードした公文書の署名を検証

各種アイコンや処理状況について

申請・請求書の検索 検索条件を表示

申請番号等から検索する場合は「検索条件を表示」ボタンから入力欄を表示してください。

処理状況一覧

|     |                        |      |                |                |      |   |
|-----|------------------------|------|----------------|----------------|------|---|
| 供託  | 申請番号 20260217003508001 | 処理状況 | 到達・受付待ち        | 再利用する          | 納付状況 | - |
| 手続名 | その他の金銭供託申請             | 申請先  | 申請日時           | 更新日時           |      |   |
|     | 仙台法務局                  |      | 2026/2/17 9:02 | 2026/2/17 9:03 |      |   |

受付情報 書類印刷 納付 内容確認 取下げ 申請データダウンロード 公文書ダウンロード

- ⑤ 申請している供託の内容が入力された状態で「申請情報入力」画面が開きます。  
補正箇所を修正・追記してください。

(注)補正には期限がありますので、供託所から通知された期限内に補正申請を行ってください。

- ⑥ 内容の補正が完了しましたら、画面下方の「補正申請」欄の「補正のコメントを受領したので〜」にチェックを入れます。

- ⑦ 「補正のコメントを～」にチェックを入れると、自動的に補正対象申請番号が入力されます。  
※ ただし、補正申請が複数回になった場合は、補正対象申請番号は、初回申請時の番号となりますので、同欄を手修正してください。

補正申請

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号

20260217003508001

連絡先情報

氏名  
法務太郎

電話番号  
022-225-5735

通信 (連絡・コメント) 欄

供託所宛でのメッセージは、こちらに記載してください。

戻る (処理状況の確認) 一時保存 進む (申請内容確認)

チェックを入れると補正対象申請番号が自動入力されるので、  
A:補正が1回目であればそのまま。  
B:補正が2回目以降であれば、最初の申請番号に修正

- ⑧ 画面右下の「進む(申請内容確認)」をクリックしてください。

補正申請

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号

20260217003508001

連絡先情報

氏名  
法務太郎

電話番号  
022-225-5735

通信 (連絡・コメント) 欄

供託所宛でのメッセージは、こちらに記載してください。

戻る (処理状況の確認) 一時保存 進む (申請内容確認)

## ●補正情報の送信(19ページ⑫以下と同じ)

以後の操作は、初回の申請書送信時と同じです。本書19ページ⑫から20ページ⑭までを参照ください。

※ 補正申請には新しい申請番号が付されます。

# 5 供託金の納付

## ●納付情報の確認

① 「供託が受理されると、処理状況の「納付」ボタンが有効化されますので、「納付」をクリックすると納付情報が表示されます。

供託 申請番号 20240205001005001

|            |            |      |                  |      |                 |
|------------|------------|------|------------------|------|-----------------|
| 手続名        | その他の金銭供託申請 | 処理状況 | 審査中 <b>再利用する</b> | 納付状況 | 未納付             |
| 申請先<br>供託所 | 東京法務局      | 申請日時 | 2024/7/23 11:25  | 更新日時 | 2024/7/24 11:25 |

供託金の納付はお済みですか？まだお済みでない場合は「納付」ボタンから電子納付を行ってください。  
供託所からのお知らせがあります。メールアイコンから確認してみましょう。

**納付情報** ×

### 納付情報

この画面の「納付期限」までにインターネットバンキング又はATMを利用して、手数料の納付を行ってください。

#### ⚠ 証明書請求において「窓口受取」を選択した方へ

手数料の納付を行った後、この画面の受取情報の「氏名」「住所」及び申請情報の「申請番号」及び、請求した通数をメモしたもの（納付情報欄の「納付情報を印刷」ボタンから印刷したもので可能です。）を登記所窓口へ提出してください。窓口で印紙等により納付することはできません。

#### ▶ インターネットバンキングを利用する場合

#### ▶ ATMを利用する場合

#### 受取情報

氏名 法務太郎  
住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
通数 1 通

#### 申請情報

申請番号 20240205001006001 申請者氏名 法務太郎  
手続 印鑑証明書・登記事項証明書の交付請求 **収納機関番号 00100** ①

納付方法は、

A インターネットバンキングを利用する場合  
(本書28ページ)

B ATMを利用する場合  
(本書29ページ)

の2通りがあります。

いずれにおいても、以下の3項目を確認ください。

① 収納機関番号(「00100」で固定)

② 納付番号(16桁)

③ 確認番号(6桁)

#### 納付情報

|   | 発行日時           | 納付状況 | 納付番号             | 確認番号   | 納付額  | 納付期限     | その他         |
|---|----------------|------|------------------|--------|------|----------|-------------|
| 1 | 2024/2/5 14:01 | 未納付  | 1234567890123456 | 123456 | 500円 | 2024/2/6 | <b>電子納付</b> |

閉じる

# ●インターネットバンキングを利用して納付を行う場合

②-A ※ 画面はイメージです。

申請者が利用している金融機関のインターネットバンキングにより供託金を納付します。

インターネットバンキングにログインし、「税金・各種料金の払込み」を選択します。



収納機関番号(00100)を入力します。



手順①で確認した納付番号及び確認番号を入力します。



内容を確認し、電子納付を実行します。

××銀行 インターネットバンキング  
marabatsuinternetbanking.co.jp  
お取引メニュー画面  
御利用のお取引を選択してください。  
税金・各種料金の払込み

××銀行 インターネットバンキング  
marabatsuinternetbanking.co.jp  
税金・各種料金の払込み  
収納機関番号を入力し、「次へ」をクリックしてください。  
収納機関番号 00100  
戻る 次へ

××銀行 インターネットバンキング  
marabatsuinternetbanking.co.jp  
税金・各種料金の払込み  
納付番号(お客様番号)、確認番号を入力し、「次へ」をクリックしてください。  
納付番号 確認番号  
1234567890123456 123456  
戻る 次へ

××銀行 インターネットバンキング  
marabatsuinternetbanking.co.jp  
税金・各種料金の払込み  
払込みの内容を御確認ください。  
収納機関番号 00100  
払込先 法務省  
納付番号 1234567890123456  
お名前 ホウムタロウ 様  
払込内容 供託金  
払込金額 50,000円  
第2暗証番号  
実行

実際の画面は金融機関によって異なります。インターネットバンキングの操作については、金融機関に御確認ください。

※画面はイメージです。

# ●ATMを利用して納付を行う場合

②-B ※ 画面はイメージです。

各種金融機関のATMを利用して供託金を納付することもできます。

ATMで「税金・各種料金の払込み」を選択します。金融機関によっては「料金払込（ペイジー）」等と表記されている場合もあります。



収納機関番号(00100)を入力します。



手順①で確認した納付番号及び確認番号を入力します。



内容を確認し、電子納付を実行します。



以降の操作は、ATMの案内に従って入金してください。

ご希望のお取り引きを選択してください

|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| お預入れ                  | お引出し          |
| 通帳記入                  | 残高照会          |
| ご送金                   | 定額・定期お預入れ     |
| 暗証番号・引出し上限額変更         | 料金払込 (ペイジー)   |
| クレジットカード<br>簡易保険・生命保険 | English Guide |

収納機関番号の入力

収納機関番号を入力し最後に [確認] を押してください

|        |       |    |
|--------|-------|----|
| 収納機関番号 | 00100 | 訂正 |
|        |       |    |
|        |       |    |

1 2 3  
4 5 6  
7 8 9  
0

確認

納付番号の入力

納付番号を入力し最後に [確認] を押してください

|              |                  |    |
|--------------|------------------|----|
| 収納機関番号       | 00100            |    |
| お客様番号 (納付番号) | 1234567890123456 | 訂正 |
|              |                  |    |

1 2 3  
4 5 6  
7 8 9  
0

確認

ご確認ください

内容がよろしければ、[確認] を押してください。

|              |                                         |
|--------------|-----------------------------------------|
| 払込先          | 法務省(※払込先が表示されます。)                       |
| お客様番号 (納付番号) | 1234567890123456                        |
| お名前          | 約々 列列                                   |
| 払込内容         | 供託金(※払込内容が表示されます。)<br>XXXXX(※払込詳細)XXXXX |

訂正

確認

実際の画面は金融機関によって異なります。  
※ 画面はイメージです。

## 6 供託書正本の受け取り

電子納付が完了すると納付状況が「納付済」となり、法務局では供託書(供託書正本)を発行します。

供託書正本を申請者が受け取ると、供託手続は完了となります。

### ●法務局の窓口で受け取る場合

供託オンライン申請の際に、

「●書面の供託書正本の窓口交付を請求する。」を選択した場合には、申請番号が記載された画面を印刷(右クリックで印刷可)するか、又は申請番号を書いたメモを法務局窓口に提出してください。

### ●郵送で受け取る場合

「●書面の供託書正本の送付を請求する。」を選択した場合には、供託者の住所・氏名・申請番号を記載した返信用封筒(切手を貼ってください)を法務局に送付してください。

返信用封筒の例

切手貼付

郵便番号

氏名

住所

申請番号(17桁)

封筒の適宜の場所に申請番号を記載してください。